

平成30年3月1日

日本溶接協会規格 WES 8701 「溶接構造物非破壊検査事業者等の認定基準」 改正案に対する  
パブリックコメント募集の結果について

(一社) 日本溶接協会  
溶接検査認定委員会

拝啓 ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

(一社) 日本溶接協会では、この度、標記 **WES** 案に対して、Web サイト上で平成 29 年 12 月 15 日から平成 30 年 1 月 14 日まで広く皆様方のご意見を募集いたしました。

意見をお寄せいただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

今回寄せられたご意見及びそれらに対する考え方並びにその対応について、溶接検査認定委員会での審議の結果、別添のとおり取りまとめましたのでご高覧のほどお願い申し上げます。

1. 意見募集の結果：意見提出数 7件

2. 対応結果：別添のとおり

以上

問合せ先：

(一社) 日本溶接協会 規格委員会 事務局

- ・ FAX の場合 FAX 番号：03 (5823) 5244
- ・ 郵送の場合 〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町4-20
- ・ 電子メールの場合 e-mail：kikaku@jwes.or.jp

なお、電話によるお問い合わせには対応しかねますのであらかじめご了承ください。

日本溶接協会規格 WES 8701「溶接構造物非破壊検査事業者等の認定基準」に寄せられた意見に対する対応  
 (注：ご意見及び理由並びにご意見に対する考え方・対応内容は、その主旨、概要を取りまとめて示しています)

整理番号	対応条項	提出されたご意見	対応方針	理由
1	附属書 A A.3 リーダーシップ	「A.3.1」の「倫理要綱」と「A.3.3」の「倫理に関する事項」の違いが不明確。 違ふものであるならば、「倫理に関する事項」についてももう少し解説が必要。 同じものであるならば、「倫理要綱」と「品質方針」の関係性が不明確になる。(品質方針の中に倫理要綱が入るのか、品質方針と倫理要綱は別物なのか)	規格改正案は 変更なし。	品質方針は、品質マネジメントシステム全体をカバーするものであり、確立された倫理に関する事項が含まれていなければならない(A.3.3)。執行責任者は倫理に関する事項を倫理要綱としてまとめ、関係者に周知することのリーダーシップを発揮することを求めている(A.3.1)。倫理要綱は、事業者の事業内容に応じて自ら決定すべきものであることから、解説においてこれ以上の記述は必要ないと考えます。
2	附属書 A A.6 検査業務の倫理	「g)倫理要綱に違反した場合の罰則の制定」の「制定」の意味が不明確。 また、罰則は各社の就業規則等ですでに定められていると思う。そのため、品質マネジメントシステム(倫理要綱)の中に罰則の制定を要求することは、二重基準になり会社運営上おかしいと考える。  【コメント提示者からの訂正案】 倫理要綱に違反した場合に罰則が適用されることを周知するのが目的であるならば、「罰則の制定」という文言ではなく、「倫理要綱に違反した場合は、就業規則等にて各社が制定している罰則規定に基づき措置する」といった内容にした方がよい。	規格改正案は 変更なし。	罰則規定は、社内規定で制定されていれば、それがここでいう「制定」に該当します。また、倫理要綱の中でこれを規定することでも「制定」とみることができます。倫理綱領では、社内規定を呼び出す形をとっている事業者もあります。これまでの業務確認(現地審査)もそのような観点で実施してきています。
3	附属書 B B.3 技術者登録の取消 b)	技術者が退職した場合  【コメント提示者からの訂正案】 上級検査技術者(S)、検査技術管理者(K)の資格について、退職後転職した場合の救済規定がほしい。 例えば、退職後2年以内で CIW 認定会社に転職した場合資格継続される(又は試験免除)。	規格改正案は 変更なし。	WES 8701 による認定は事業者認定です。これを支える技術者は事業者の従業員であることが基本的要件であり、一定の技術レベルを要求しています。このように個人に対しての技術資格認定の制度ではないため、ご意見に沿った訂正は困難です。
4	本体 表 3 検査手順書	検査手順書作成は、上級検査技術者(S)、検査技術管理者(K):承認、上級検査技術者(S):作成 JIS Z 2305「非破壊試験技術者の資格及び認証」 レベル 2: 手順書を NDT 指示書 レベル 3: NDT 指示書及び手順書作成 手順書及び NDT 指示書を指定  【コメント提示者からの訂正案】 検査手順書作成をレベル 2 有資格の検査技術者(E)も可能にする。受注しても上級検査技術者(S)不在の場合、検査手順書が作成できず検査できない。 JIS Z 2305 では、レベル 2 は手順書を NDT 指示書に書き換えることができるとなっている。又レベル 3 は、NDT 手順書及び NDT 指示書を指定となっている。	規格改正案は 変更なし。	資格付けされた検査技術管理者(K)、上級検査技術者(S)及び検査技術者(E)の技術者の役割と責任は、CIW 認定の開始時点からその基本的役割に変更はありません。現場責任者としての役割を果たす上級検査技術者(S)の重要な職責である検査手順書の作成は、溶接技術を含む力量を試験によって認定された技術者が担うべきであります。 したがって、レベル 1 以上の資格保有者が事務的に登録手続きをするだけの検査技術者(E)に任せるとは不都合です。

5	附属書 A A.7.4 記録の管理 <b>【規格委員会指摘により項番を A.7 d)に変更した】</b>	検査手順書(検査指示書)  <b>【コメント提示者からの訂正案】</b> 検査指示書は、客先が作成するものであり、(検査指示書)除くか(作業指示書)とする。 A.12.1 a)に、顧客の要求(検査指示書等)と記載されている。 検査指示書と検査仕様書は、同じ内容と判断します。技術者の配置及び指示書を、技術者配置及び作業指示書に変更する。	規格改正案は変更なし。	WES 8701 におきましては、客先提示の検査の内容を示す文書を検査仕様書としています。検査手順書、検査指示書は、JIS Z 2305 で求める NDT 手順書及び NDT 指示書に該当するものであり、検査を受注した CIW 認定事業者が発行するものとなります。 なお、A.12.1 a)は、顧客の要求(検査仕様書等)・・・となっています。
6	・本体 適用範囲 ・附属書 A A.1 適用範囲 ・解説 3.19 適用範囲	認定のために適用される範囲は「品質マニュアルで定めた非破壊検査業務」と考えて良いか？  <b>【コメント提示者からの訂正案】</b> 過去の業務確認時に報告書の確認・承認が上級検査技術者(S)、検査技術管理者(K)でされていないと言われたことがあった。特に MT、PT、ET、ST では、CIW 認定を要求されることがほとんどなく、高圧ガス等の別の要求をされるため、検査作業責任者、検査統括者、または C 種・B 種検査員の印を押している。これらが改善指摘とならないためにも、適用範囲は「品質マニュアルで定めた非破壊検査業務」であってほしいと思う。	規格改正案は変更なし。	本規格は、序文にあるように「多様な溶接構造物の検査に柔軟に対応できる体系としている」ことから、本体 1 で規定する適用範囲では、「溶接構造物の非破壊検査を行うことを業務とする事業者等の認定のために適用する」としている。 いうまでもなく、WES 8701 は溶接構造物非破壊検査事業者等の認定(CIW 認定)に特化した規定です。したがって、報告書の審査は上級検査技術者(S)、そして、承認は検査技術管理者(K)が行うべきものです。
7	・附属書 A A.6 検査業務の倫理 a)  ・解説 3.30 検査業務の倫理	「いかなる業務形態であろうと」を「品質マニュアルで定めた検査業務においては」に変更するか、または、「但し、派遣的な業務においては派遣先の責任とする。」を追記してほしい。  <b>【コメント提示者からの訂正案】</b> いかなる業務形態という言葉は範囲が広すぎ、管理ができない場合がある。 いかなる業務形態のうち、他社に人を出している派遣的な業務の場合、送り出す時に、「法令順守とか倫理に反する行為をしてはいけない」と言うことは教えられても、それがいつも守られているかどうか確認するような体制を構築することはできない。特に派遣契約を交わして派遣した場合、その業務は先方の品質マネジメントシステムの下で、社員と同様に指示・管理されている。	規格改正案は変更なし。	この規定は、「落橋防止装置をめぐる問題」への社会的要請に基づいています。問題となった業務は正に「派遣的な業務の場合」です。先方の品質マネジメントシステムの下で指示管理される場合にも、派遣元の社員であることに変わりはなく、先方のシステムが自社の品質マニュアルで規定する倫理的要求事項を満足できるものであるかを検証し、不足ならこの点での社員の支援をすることが求められます。